

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（当社から仕入先へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### a. 企業間の連携

仕入先の企業や農産物生産者、海産物取引業者などと、定期的に情報を共有して、適正な仕入れ量を伝え、極力在庫を少なくして、廃棄物を減らし環境の保全に努めている。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

仕入先の事業者に対し、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、仕入先の事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、天候の不順や海産物の不漁、水道光熱費の高騰、労務費上昇などの影響を考慮するなど仕入先の事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては対等な関係の継続を行います。

### ③手形などの支払条件

仕入れ代金はほぼ現金で支払います。手形で支払うことはしません。また、支払サイトを60日以内とします。

### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」を踏まえて取引を行い、特に相手企業の「営業秘密」の取り扱い遵守し、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

仕入先の事業者も働き方改革に対応できるよう、仕入先の事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な注文品の変更を行いません。災害や天候不順の時等においては、仕入先の事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

2024年3月23日

有限会社 大正庵釜春

企 業 名

代表取締役 太田 宜孝

役職・氏名（代表権を有する者）